

川情審査答申第9号  
平成17年12月27日

川口市長  
岡村幸四郎様

川口市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 兼子 仁

川口市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年8月5日付け川区事収第259号により諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

#### 記

「川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業に係る仮換地指定に対して申立てのあった審査請求に対する裁決謄本及びこの裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切。

川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業に対して事業計画決定以降に申立てのあった審査請求・請願・陳情等及びこれらに対する審議等に関する資料一切。

川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業1街区・2街区・6街区・8街区内に従前地を所有する関係人に対して個別説明が行われている仮換地指定の取り消し及び新たな仮換地の指定案に対する説明内容・補償内容・関係人の意見・川口市の方針等に関する資料一切。

川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業6街区6画地及び同7画地及びこれらの従前地・その上の建物・所有者等について川口市が保有する情報・意見・折衝記録等に関する資料一切。

川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業における平成17年度事業計画において公表済の事業計画書に記載されていない事業計画に関する資料一切。」についての部分公開決定に対する不服申立て（情報公開諮問第7号）

## 答 申

### 1 審査会の結論

別紙不服申立てにかかる公文書目録記載の公文書の全部または一部を公開しないこととした川口市長の決定は、川口市情報公開条例に適合しており、妥当である。

### 2 不服申立ておよび審査の経緯

(1) 本件の不服申立人 氏（以下「申立人」という。）は、平成17年6月1日、川口市情報公開条例（以下、単に「条例」という。）6条1項に基づき、条例上の実施機関である川口市長に対し、別紙公開請求にかかる公文書目録記載の公文書の公開を請求した。

(2) これに対し、実施機関は、平成17年6月21日、別紙公開請求にかかる公文書目録記載の公文書のうち、同目録1、3および4記載の公文書を公開したが、その余の公文書は、その全部または一部を非公開とする決定をした。実施機関がその全部または一部を非公開とした公文書は、別紙不服申立てにかかる公文書目録（以下「本件公文書目録」という。）のとおりである。

(3) これに対し、申立人は、平成17年6月30日、実施機関に対し、本件公文書目録記載の公文書の全部または一部を非公開とした実施機関の決定（以下「本件処分」という。）は、条例の解釈適用を誤ったものであり、条例7条の規定に該当せず、また、本件処分の通知書には適法に処分理由が明示されていないので、川口市行政手続条例8条の規定に違反し無効であるとして、実施機関が非公開とした公文書の公開を求める不服申立て（異議申立て）をした。

処分庁は、条例16条に基づいて、同年8月5日付けで当審査会に諮問した。

(4) 当審査会の審査に際し、実施機関から、平成17年8月12日付けで理由説明書が提出された。申立人は、これに対し、同年9月5日付けで意見書を提出した。当審査会は、同年10月6日、実施機関の職員から意見を聴いた。

### 3 審査会の判断

当審査会は、本件の争点をめぐる問題について、以下のとおり判断する。

- (1) 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業にかかる仮換地指定（川東区発第77号および同第79号）に対して申立てのあった審査請求に対する裁決謄本およびこの裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切（本件公文書目録1記載の公文書）について

#### ア 審査請求に対する裁決謄本について

(ア) 実施機関は、本件公文書目録1記載の公文書のうち、審査請求に対する裁決謄本は、審査請求人の店舗経営上の重要事項（事業用資産に関すること、営業・販売活動に関すること）が記載されており、公開することにより、当該法人の事業活動が損なわれると認められるので、条例7条3号アに該当すると主張する。

(イ) これに対し、申立人は、川口市は、申立人に対し、当該裁決にかかわる審査請求が審理中であることが川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業6街区の使用収益開始ができない理由であると説明した経緯があること、申立人は、自己の所有する土地の仮換地（6街区6画地・7画地）の使用収益開始ができないことにより、健康、生活および財産がすでに侵害されているうえ、建物の老朽化に起因する生命の危険にさらされていることならびに上記裁決謄本を公開することにより法人の事業活動が損なわれるものでないことを理由として、上記裁決謄本の全部の公開を求める。

(ウ) そこで、上記裁決謄本が条例7条3号アに該当するかどうかについて検討すると、この裁決謄本には、法人である審査請求人の住所・商号・代表者のほか、審査請求人が主張する、仮換地指定処分によって審査請求人が受ける営業上の不利益（駐車場の賃借の困難化、営業の可否等）とこれに対する審査庁の判断が記載されていることが認められる。

(エ) そして、以上の記載は、法人に関する情報であって、公にすることによ

り、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当すると考えられる。

(オ) 申立人は、また、申立人の所有する土地の仮換地（6街区6画地・7画地）の使用収益開始ができないことにより、健康、生活および財産がすでに侵害されているうえ、建物の老朽化に起因する生命の危険にさらされている旨主張するが、申立人が主張する侵害や危険が生じているとの資料は示されておらず、認めることはできない。

(カ) よって、上記裁決謄本は、本件条例7条3号アに該当すると考えられるので、これを非公開とした実施機関の決定は是認することができる。

イ 上記裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切について

(ア) 実施機関は、本件公文書目録1記載の公文書のうち、上記裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切については、平成17年5月26日に上記裁決書を収受し内部供覧を行っただけであり、この裁決に対する協議内容に関する資料は存在しないと主張する。

(イ) 実施機関から意見を聴いた際、当委員会が実施機関から聴取した結果によっても、上記裁決に対する川口市での協議内容に関する資料の存在は確認できなかった。

(ウ) よって、上記裁決に対する川口市での協議内容に関する資料は存在しないとして、これを非公開とした実施機関の決定は是認することができる。

(2) 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業に対して事業計画決定以降に申立てのあった審査請求・請願・陳情等およびこれらに対する審議等に関する資料一切（本件公文書目録2記載の公文書）について

ア 実施機関は、本件公文書目録2記載の公文書の公開請求に対し、本件処分のお知らせでは、条例7条4号に該当することを理由としてこれを非公開としたが、理由説明書では、事業計画以降申立てのあった請願等については、仮換地に対する要望であるが、老朽化建物の更新等が切迫していること、また、

仮換地指定の変更という生活基盤の根本にかかる事案であるが、その要望が成就するには他の関係権利者の同意が必要であり、これらの情報を公開することはいたずらに事態を混乱させることになることから、条例7条5号に該当する旨主張した。

イ これに対し、申立人は、これらの情報を公開しても、地権者に混乱を生じさせるおそれがあるものではなく、むしろ、情報の公開により混乱を防止するものであるので、非公開とする理由はない旨主張する。

ウ 実施機関が本件公文書目録2記載の公文書を非公開とした理由を条例7条4号該当から同条5号該当に変更したことは、いわゆる処分理由の変更にあたるが、処分理由の変更は絶対に許されないというものではなく、変更合理的理由があり、かつ、変更によって処分を受ける者に著しい不利益を与えることにならない限り、処分理由の変更も許されるというべきである。

エ 本件公文書目録2記載の公文書には、川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業の事業計画決定以降になされた仮換地指定の変更についての請願・陳情に関する情報が記録されている。これらの情報は、条例7条5号に規定する「市および国等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報」にあたるとはいいがたいから、同号に該当することを理由として、これを非公開とすることは是認しがたい。

オ しかし、これらの情報は、これを公開した場合には、川口市が施行する都市計画事業において行われる交渉等に支障を生じ、市の交渉当事者としての地位を害する可能性があると考えられる。したがって、これらの情報は、条例7条6号に規定する「市が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、交渉にかかる事務に関し、市の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」（同号イ）に該当すると認めことができ、他方、このような結論を認めても、申立人に著しい不利益を与えることにはならないと考えられる。

カ 以上の理由により、本件公文書目録 2 記載の公文書を非公開とした実施機関の決定は、結局、これを是認することができる。

(3) 川口都市計画事業芝東第 4 土地区画整理事業 1 街区・ 2 街区・ 6 街区・ 7 街区・ 8 街区内に従前地を所有する関係人に対して個別説明が行われている「仮換地指定の取消しおよび新たな仮換地の指定案」に対する説明内容・補償内容・関係人の意見・川口市の方針等に関する資料一切（本件公文書目録 3 記載の公文書）について

ア 実施機関は、本件公文書目録 3 記載の公文書の公開請求に対し、本件処分  
の通知書では、条例 7 条 4 号に該当することを理由としてこれを非公開としたが、理由説明書では、「仮換地指定の取消しおよび新たな仮換地の指定案」  
の内容は、仮換地指定の変更という生活基盤の根本にかかる事案であること  
ならびに仮換地指定変更案を今後進めるためには他の関係権利者の同意が必要  
であることから、これらの情報を公開することはいたずらに事態を混乱させ  
ることになるので、条例 7 条 5 号に該当する旨主張した。

イ これに対し、申立人は、これらの情報を公開しても、地権者に混乱を生じ  
させるおそれがあるものではなく、むしろ、情報の公開により混乱を防止す  
るものであるので、非公開とする理由はない旨主張する。

ウ 実施機関が本件公文書目録 3 記載の公文書を非公開とした理由を条例 7 条  
4 号該当から同条 5 号該当に変更したことは、前述のとおり、絶対に許され  
ないというものではなく、変更に合理的理由があり、かつ、変更によって処  
分を受ける者に著しい不利益を与えることにならない限り、許されるという  
べきである。

エ 本件公文書目録 3 記載の公文書には、仮換地指定の取消しおよび新たな仮  
換地の指定に関する川口市の地権者らに対する説明ならびに両者間の交渉に  
関する情報が記録されている。これらの情報は、条例 7 条 5 号に規定する「市  
および国等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報」

にあたるとはいいがたいから、同号に該当することを理由として、これを非公開とすることは是認しがたい。

オ しかし、川口市が施行する土地区画整理事業が現在も継続し、実施中であることからすれば、これらの情報を公開した場合には、市が施行する都市計画事業において行われる交渉等に支障を生じ、市の交渉当事者としての地位を害する可能性があると考えられる。したがって、これらの情報は、条例7条6号イに該当すると認めることができ、他方、このような結論を認めても、申立人に著しい不利益を与えることにはならないと考えられる。

カ 以上の理由により、本件公文書目録3記載の公文書を非公開とした実施機関の決定は、結局、これを是認することができる。

(4) 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業6街区6画地および同7画地およびこれらの従前地・その上の建物・所有者等について川口市が保有する情報・意見・折衝記録等に関する資料一切(本件公文書目録4記載の公文書)について

ア 実施機関は、本件公文書目録4記載の公文書のうち、6街区6画地および同7画地およびこれらの従前地・その上の建物・所有者等について川口市が保有する情報に関する資料は、個人に関する情報であって、氏名の記述により特定の個人を識別することができるものであるから、条例7条2号に該当する旨主張する。また、川口市が保有する意見・折衝記録等に関する資料については、本件処分の通知書では、条例7条4号に該当することを理由としてこれを非公開としたが、理由説明書では、仮換地指定および仮換地指定の変更という区画整理事業の根本にかかる事案であり、今後事業を進めるためには、関係権利者の同意が必要であり、これらの情報を公開することはいたずらに事態を混乱させることになることから、条例7条5号に該当する旨主張した。

イ これに対し、申立人は、6街区6画地および同7画地に関する情報は申立

人本人に関する情報であるので、非公開とする理由はない旨主張する。

ウ 本件公文書目録4記載の公文書のうち、6街区6画地および同7画地およびこれらの従前地・その上の建物・所有者等について川口市が保有する情報に関する資料には、土地所有者の氏名等が記録されており、これらの情報は、条例7条2号本文に該当するものと認められる。申立人は、これらの情報は、申立人本人に関する情報であるので、非公開とする理由はない旨主張するが、条例7条2号本文に該当する情報は、公開を請求する者がその情報の本人であるか第三者であるかにかかわらず、これを非公開とするものであるから、申立人の主張は認めることができない。

エ また、本件公文書目録4記載の公文書のうち、川口市が保有する意見・折衝記録等に関する資料には、6街区6画地および同7画地の従前地に関する川口市と従前地の使用者との協議、交渉等の情報が記載されている。

実施機関は、この資料を非公開とした理由を条例7条4号該当から同条5号該当に変更しているが、前述のとおり、処分理由の変更は、絶対に許されないというものではなく、変更に合理的理由があり、かつ、変更によって処分を受ける者に著しい不利益を与えることにならない限り、許されるというべきである。しかし、上記資料に記載された情報は、条例7条5号に規定する「市および国等の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報」にあたるとはいいがたいから、同号に該当することを理由として、これを非公開とすることは是認しがたい。

オ しかし、川口市が施行する土地区画整理事業が現在も継続し、実施中であることからすれば、上記情報を公開した場合には、市が施行する都市計画事業において行われる交渉等に支障を生じ、市の交渉当事者としての地位を害する可能性があると考えられる。したがって、これらの情報は、条例7条6号イに該当すると認めることができ、他方、このような結論を認めても、申立人に著しい不利益を与えることにはならないと考えられる。

カ 以上の理由により、本件公文書目録4記載の公文書を非公開とした実施機関の決定は、結局、これを是認することができる。

(5) 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業における平成17年度事業計画において公表済みの事業計画書に記載されていない事業計画に関する資料一切(本件公文書目録5記載の公文書)について

ア 実施機関は、平成12年7月10日に定めた川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業の事業計画書に基づき事業を施行しており、同事業計画書に記載されていない事業計画に関する資料は存在しない旨主張する。

イ 実施機関から意見を聴いた際、当委員会が実施機関から聴取した結果によっても、上記事業計画書に記載されていない事業計画に関する資料の存在は確認できなかった。

ウ よって、本件公文書目録5記載の公文書は存在しないとして、これを非公開とした実施機関の決定は是認することができる。

(6) 行政手続条例違反の主張について

ア 申立人は、本件処分のお知らせには適法に処分理由が明示されていないので、本件処分は、川口市行政手続条例8条の規定に違反し無効である旨主張する。

イ 本件処分のお知らせには、申立人の公開請求にかかる公文書が具体的に特定、表示されておらず、また、非公開とした理由についても、単に条例の条項を示したにすぎないのであり、説明責任に対する配慮が不十分であるといわざるを得ない。しかし、そのことが直ちに川口市行政手続条例8条の規定に違反するとまではいうことはできず、申立人の上記主張は認めることができない。

(7) 以上により、申立人に対して実施機関がした本件公文書目録記載の公文書の全部又は一部を公開しないこととした決定は、条例に適合しており、妥当であると判断される。

平成17年12月26日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚 肇

委員(会長) 兼子 仁

委員 馬橋 隆紀

## 公開請求にかかる公文書目録

- 1 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業における1街区・2街区・6街区・7街区・8街区に仮換地指定された仮換地指定通知一切
- 2 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業にかかる仮換地指定（川東区発第77号および同第79号）に対して申立てのあった審査請求に対する裁決謄本およびこの裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切
- 3 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業1街区・2街区・6街区・7街区区内において川口市が所有または管理している土地の明示できる資料一式および第三者に貸与している場合には貸与の経緯・開始時期・資料等に関する資料一切
- 4 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業1街区・2街区・6街区・7街区区内において固定資産税・都市計画税が課税されていない土地を明示できる資料一切
- 5 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業に対して事業計画決定以降に申立てのあった審査請求・請願・陳情等およびこれらに対する審議等に関する資料一切
- 6 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業1街区・2街区・6街区・7街区・8街区内に従前地を所有する関係人に対して個別説明が行われている「仮換地指定の取消しおよび新たな仮換地の指定案」に対する説明内容・補償内容・関係人の意見・川口市の方針等に関する資料一切
- 7 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業6街区6画地および同7画地およびこれらの従前地・その上の建物・所有者等について川口市が保有する情報・意見・折衝記録等に関する資料一切
- 8 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業における平成17年度事業計画において公表済みの事業計画書に記載されていない事業計画に関する資料一切

## 不服申立てにかかる公文書目録

- 1 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業にかかる仮換地指定（川東区発第77号および同第79号）に対して申立てのあった審査請求に対する裁決謄本およびこの裁決に対する川口市での協議内容に関する資料一切
- 2 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業に対して事業計画決定以降に申立てのあった審査請求・請願・陳情等およびこれらに対する審議等に関する資料一切
- 3 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業1街区・2街区・6街区・7街区・8街区内に従前地を所有する関係人に対して個別説明が行われている「仮換地指定の取消しおよび新たな仮換地の指定案」に対する説明内容・補償内容・関係人の意見・川口市の方針等に関する資料一切
- 4 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業6街区6画地および同7画地およびこれらの従前地・その上の建物・所有者等について川口市が保有する情報・意見・折衝記録等に関する資料一切
- 5 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業における平成17年度事業計画において公表済みの事業計画書に記載されていない事業計画に関する資料一切